

山梨県がん患者等妊孕性温存支援事業 助成申請に係る提出書類一覧

※○は必須のもの、(○)は場合によって提出いただくものとなっています。

提出書類		妊孕性温存療法	温存後生殖補助医療	備考
様式第1-1号	助成申請書（妊孕性温存療法分）	○		
様式第1-2号	助成申請書（温存後生殖補助医療分）		○	
様式第2-1号	助成申請に係る証明書 （妊孕性温存療法実施医療機関）	○		
様式第2-2号	助成申請に係る領収金額内訳証明書 （妊孕性温存療法実施医療機関の連携機関）	(○)		助成対象の治療の一部を指定医療機関とは別の機関で実施し、当該医療機関に対して支払いを行った場合に提出してください。
様式第2-3号	助成申請に係る証明書 （温存後生殖補助医療実施医療機関）		○	
様式第2-4号	助成申請に係る領収金額内訳証明書 （温存後生殖補助医療実施医療機関の連携機関）		(○)	助成対象の治療の一部を指定医療機関とは別の機関で実施し、当該医療機関に対して支払いを行った場合に提出してください。
様式第3号	助成申請に係る証明書 （原疾患治療実施医療機関）	○		
住民票の写し（個人番号の記載のないもの）		○	○	本事業申請時点の住所地が分かるものを提出してください。
振込先となる口座の通帳コピー		○	○	口座名義人、口座番号、本支店の分かるページをコピーしてください。
医療費の明細及び領収書原本		(○)	(○)	様式第2-1号～第2-4号により領収金額の証明を受けているものは不要です。
夫婦であることを証明できる書類				
法律婚の場合	戸籍謄本など	(○) 胚（受精卵）凍結に係る治療を行った場合のみ	○	
事実婚の場合	様式第7号 事実婚関係に関する申立書 （妊孕性温存療法分）	(○) 胚（受精卵）凍結に係る治療を行った場合のみ		
	様式第8号 事実婚関係に関する申立書 （温存後生殖補助医療分）		○	
	夫妻二人の戸籍謄本	(○) 胚（受精卵）凍結に係る治療を行った場合のみ	○	
	夫妻二人の住民票の写し （個人番号の記載のないもの）	(○) 胚（受精卵）凍結に係る治療を行った場合のみ	○	
申請者と患者の関係を証明する書類（戸籍謄本など）		(○)		申請者が患者本人でない場合に提出してください。